

## コロナ禍で困難となっている学生への支援の抜本的な強化を

【西山議員】日本共産党京都府会議員団の西山のぶひです。通告にもとづき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

コロナ禍における学生への支援についてうかがいます。いま府内各地で、下宿生活のなかアルバイト収入が断たれた学生を支援しようと、食材提供支援のボランティアが広がっています。お聞きしたところ、すでに38カ所で実施され、約3000人の方が食糧を求めて来られているそうです。私もつい先日、地元の伏見区で実施されていたところへお話をうかがってきました。ある学生は、「アルバイト先の居酒屋が休業となり、収入がない。以前から就活用に貯めていたお金で生活しているが、もうなくなる」、また別の学生は、「国の支援給付金は延納していた学費にあてて、すぐなくなった。下宿のタンスなど家具を売ってつないでいるが、売るものもなくなってきた」と話されていました。そして多くの学生が「正月もこれから始まる春休みも、感染拡大にならないように帰省せずに、下宿先にこもるつもり。だからこうした支援ありがたい」と話されていました。生活福祉資金の貸付や住宅確保給付金、休業支援金など学生も活用できる多くの支援が知られていない、届いていないという状況もあります。いま、府内で生活そのものが成り立たない状況が広がっている重大な局面にさしかかっているのではないのでしょうか。

この間、議会の度に学生団体「FREE 京都」が「4人に1人が退学・休学を検討している」とするアンケート結果を紹介してきました。同団体による昨年12月までの追加調査では、5月期に「生活が苦しい」とした学生の6割が「現在も状況が変わらない」か「悪化している」と答え、事態は好転していないどころか、いっそう悪化しています。

こうした状況は、一部の特別困難な学生のみにはあられてはおりません。以前から指摘してきたことですが、高等教育の教育費負担はここ30年の間に急増してきました。京都私立大学教職員組合公費助成推進会議が1988年から毎年実施されている教育費の負担実態調査でも、毎年保護者の仕送り額が減り続け、20年前には月10万円以上あったものが現在は7万円。直近5年間では仕送りから平均的な家賃を差し引いた額で生活するとなると1日当たりの生活費は1000円以下になるとのことです。また同調査では、下宿生活を始めるための初年度費用が平均45万円の負担となっていることも明らかにされています。このことから、アルバイト収入を絶たれた学生が、保護者にも頼れず、ふんばっている姿が容易にわかるものではないのでしょうか。

国は昨年11月より、全国の大学・専門学校に学生担当者に対して「新型コロナウイルスによる影響を受けた学生への支援状況等の調査」を実施しました。それによると、国の高等教育の就学支援新制度に加えて個別に学費の減免、授業料の納付猶予等の支援を行ったところは71.8%にものぼり、それにより退学・休学をする学生数は抑えられているとのことでした。しかし、ぎりぎりのところでふみとどまっている状況ではないのでしょうか。

このように、もともと大学に進学する時点で大きな経済的負担をかかえていた大学生が、コロナ禍でさらに苦境に陥っている。その上、これも以前から紹介していたことですが、肝心の大学の学びそのものもオンライン授業で変質している、さらに豊かな人間関係を築く機会も少ない、こうした状況がまも

なく1年を迎えようとするなか、大学関係者からは「先行き不透明な中で精神科を受診希望する学生が急増している。授業が成り立つのかも不安」との声もあがる状況です。

そこで聞きます。知事はこれまで、「大学連携会議などを通じて、しっかり学生の状況を把握」と答弁されてきましたが、現在の学生の状況について把握されているでしょうか。学生に対する精神的なケアなどが必要な実態を本府として把握する必要があると考えますが、いかがですか。

こうした学生を支えるのに、まず経済的支援が欠かせません。今年度から国が実施している高等教育の就学支援新制度についても、コロナ禍による家計急変にもすでに対応されていますが、もともとの所得要件が住民税非課税世帯やそれに準じた低所得者として年収380万円未満を想定されています。しかし、多くの大学でこれまで独自に実施されてきた支援制度の対象は、国の制度よりも対象が広く、例えば所得要件が年収500万円以下までなどといった範囲でした。国は、新制度実施にあたってこれら大学独自の支援制度に対する財政支援を打ち切りました。そこでお聞きします。高等教育の就学支援新制度の授業料減免について、所得要件を抜本的に緩和することを国へ要望されるべきと考えますがいかがですか。

また、高等教育の就学支援新制度には、給付型奨学金も含まれています。わが党議員団も給付型奨学金の必要性を訴えてきましたが、その規模は現在の奨学金利用者の5割にして、奨学金のあり方を変えていく必要があると考えています。そこで、給付型奨学金について、必要な学生へ支援が届くような新たな制度として広い対象者に実施するよう、国に求めるべきと考えますが、いかがですか。

また学生支援給付金について、国は第三次の学生支援給付金を実施されるようです。これまで知事は「すでに希望された学生には給付されている・・・過去に選考外となった学生が、その後要件を満たした場合の支援について検討されている」と国の立場を説明されていました。私はこれでは不十分と考えます。そこで、学生支援給付金の要件を緩和し、再給付するよう求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。この間の支援給付金を継続性のあるものにするためにも、ぜひと考えますのでお答えください。その上で、本府が独自に給付型奨学金を設けるべきと考えますがいかがですか。

次に、先に紹介した食材支援にかかわってうかがいます。現在、取り組まれているのは地域住民や学生自身のボランティアが中心です。中には、食糧を受け取りにきた学生が、「多くの人に必要な取り組みだから」と支援側に参加する事例が各地で起こっているとも聞きます。その中のお1人にお話をうかがうと、「自分自身の生活が大変で、それを誰にも相談できない時に食材提供があるということでした。そこに多くの学生が来ていることがわかり、自分のような学生は1人じゃないなら、何か自分でもできないかと思って参加した」とのことでした。私は、自己責任がすすめられてきた社会において、こうした動きは大変重要であると考えます。また、大学や大学生協の中には、このボランティアに食材を提供され、協力されているところもあるとうかがっています。また、大学自ら食材提供を実施されたところもあります。本府も感染拡大を抑え込む柱の一つとして、「安心して学生生活を送る支援」に取り組まれてきました。緊急事態宣言が発せられ、また延長されているもとの、4月まで学生が下宿先で安心して生活できる支援の一環として、この食材支援の取り組み自体を支援することも必要と考えます。そこで、大学や大学生協などが実施する食材提供支援を、本府として支援すべきと考えますがいかがですか。学生自ら今ゴールデンウィークもお盆も正月も春休みも下宿先ずっとふんばって頑張ろうとしているからこそ、現瞬間に必要と考えますので、ぜひご所見をうかがいます。ここまでよろしく願います。

**【西脇知事・答弁】**西山議員のご質問にお答えいたします。コロナ禍における大学生の支援についてでございます。

大学での学びは、教養や専門知識技能の取得だけでなく、学生と教職員、学生同士のコミュニケーションや交流が重要な要素となることから、各大学におきまして感染防止を図りつつ、遠隔授業と対面授業を併用しながら学習機会の確保に努められているところでございます。こうしたなか、京都府では大学連携会議を通じまして、学生の相談状況を把握しているところであり、例えば対面授業を受けたいが科目が限定的である、通学路の感染が不安で遠隔授業を継続して欲しい想像していた学生生活とのギャップがある、リモート面接など就職活動の変化が不安である、などの声をお聞きしていることから、大学に対しましてメンタルヘルスケアの充実など学生の支援強化をお願いしてきたところでございます。

また、文部科学省からも同様に大学に対し学生の相談体制の充実について繰り返し要請されており、各大学ではカウンセラー等の専門家を設置して相談体制を拡充されるなど、こうした学生の悩みや不安に寄り添ってきめ細やかに対応されています。京都府といたしましては、今後とも大学連携会議等を通じ、学生の相談状況などについて把握するとともに、国や京都府の学生支援策などを情報提供することで、学生の支援につなげてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【稲垣文化スポーツ部長・答弁】**高等教育修学支援新制度に関する、国への要請等についてでございます。本制度は授業料等の減免と、給付型奨学金を併用し低所得世帯に対し、高等教育の修学を支援するため本年度から創設されたものであり、コロナ禍により家計が急変した学生も対象となるよう、制度を拡充されたところであります。この内、授業料等の減免につきましては、昨年まで私立大学への補助基準として年収 841 万円以下が対象とされていましたが、成績要件が厳しく実際に減免を受けられるのは全国で約 18 万人に限られていました。一方、新制度では、年収約 380 万円未満の収入基準を満たせば広く適用され、対象者は約 51 万人に大幅に拡大されたところであります。

また、府内の多くの大学では、昨年までと同様の年収の基準で大学独自の減免が引き続き行われているところであります。給付型奨学金につきましては授業料の減免と同じ所得基準とされ、昨年まで対象者は年収約 270 万円未満の住民税非課税世帯等に限定されていましたが、新制度では収入要件が年収約 380 万円まで拡大され、給付額・対象者とも大幅に増加したところであります。学生支援緊急給付金につきましては、生活に困窮している学生のため西脇知事からも国に再三要望を頂き創設されたものであります。

府内の大学では、これまでに支援が必要な学生に支給されてきたところでありますが、さらに現在、改めて支給要件を満たした学生等に対する追加配分の調整が行われているところであります。いずれの制度につきましても、支援の必要な学生に対してしっかりと制度が適用されることが重要と考えており、引き続き大学と連携して学生への支援制度の周知などに努めてまいりたいと考えております。また府独自の給付型奨学金制度の創設につきましては、これまでから申し上げている通り、基本的には高等教育を所管する国において財源も含め全国で統一的に行われるべきものと考えております。

いずれにいたしましても、学生の経済負担の軽減につきましては、2月6日にも全国知事会から国に対し提言したところであり、これまでから繰り返し要請しているところであります。今後とも学生が経済的理由で学業をあきらめることのないよう、国に対して支援の強化を求めてまいりたいと考えております。

次に、学生への食材提供に対する支援についてであります。一部の大学においては食材の提供や支援金の給付など、学生個人に対する独自の支援策を実施されているところであります。京都府と致しましては、学生が安心して授業を受けられるよう、大学が行う感染防止対策や、オンライン授業実施にあたっての wi-fi 環境の整備などの取り組みを支援することで、学生が安心して学べる環境の確保を図ってきたところであります。

今後とも、学生が大学で安心して学べるよう大学や学生のご意見もお聞きしながら、引き続き国に対して制度の拡充を求めるとともに、京都府としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

## 学生生活の実態を把握し京都府独自の支援制度を

**【西山議員・再質問】** ご答弁いただきました。国への要望に関連して、わが党は高等教育の授業料をただちに半減とすること、奨学金は給付型を基本にして必要とする学生に届けるべきだと訴えてきました。ぜひ本府もその立場で国へ要望していただきたいと思っております。とくに多くの学生を受け入れている私立大学については今年度、ご紹介いただいたように独自の経済支援で学生を支えておられますけれども、国からの財政支援にあたる私学助成の特別補助は廃止されたままとなっており、国へ強く要望されたいと要望しておきます。

食材提供への支援について、フランスでは学食での食費支援や、精神科受診の費用支援をされる方針だと、先月ニュースで報道されておりました。本来は、国による学生生活を支えるさまざまな支援が必要ですが、授業料減免や給付型奨学金がそうした意味ですべての学生に届くことが必要です。しかしいま、その国の支援が不十分となっているもとの、ぜひ、本府のほうでも引き続き食材支援も含めてご検討頂きたいと、これも要望しておきます。

再質問いたします。今現場の学生の実態について大学連携会議でつぶさに把握されているとのことですが、コロナ禍で孤立を深める学生生活が2年目に突入しようとしております。そうしたことで精神的なケア等が必要な学生も広がっている状況です。こうした学生の実態、これ大学そのものもなかなかつかみづらい、そういう状況にあると伺っております。そこで本府としても共同して、この学生の実態を把握する必要があると考えておりますが、その必要性についてはどのように認識されているでしょうか。

もう一点再質問いたします。本府の給付型奨学金について今、国の役割ということで御答弁いただきましたけれども、やはり国が不十分である中で本府がどういう役割を果たすのかが問われていることと思っております。国が大学に対する感染防止の予算を設けていないもとの、本府は実施してきました。そのような形でやることも今重要ですし、また大学の街という本府独自の魅力を高めていくという意味でも、将来的にも必要なことと考えております。そうした意味で、今こそ若者が希望を持てるように独自に検討すべきと考えますが、将来的にも構想しないのか、この2点についてご答弁よろしく願いいたします。

**【知事再答弁】** 西山議員の再質問にお答えいたします。

我々大学連携会議を通じましてお聞きします様々なお声を反映して、例えば wi-fi 環境の整備ですとか、寮の3人部屋、相部屋の解消とか、食堂、図書館等における感染防止とか、そういうもの、それを反映するために大学連携会議を通じて声をお聴きしています。2年目に入るということで、より大学生にとって厳しい状況にあることは十分認識しておりますので、引き続き学生に本当に身近にあり、常に

接しておられます大学、そして、その集まりであります大学連携会議を通じまして、大学生の悩み、ニーズをきっちり把握した上で、必要な施策を講じてまいりたいと考えております。

その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

**【文化スポーツ部長・答弁】**府独自の給付型奨学金についてでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には大学生に対する修学支援につきましては、高等教育を所管する国において財源を含め全国で統一的に行うものと考えております。しかしながら京都府といたしましても、例えば、府立の大学におきましては、国制度を上回る年収 460 万円までの学費軽減制度を設けておりますし、京都府としましても府独自に会計年度任用職員として採用したり、また有償インターンシップの受け入れ、またアルバイトを探している学生には、ジョブパーク内に学生インターンバイト応援センターを設置するなど、様々な支援を行っておりますので、引き続き国に対しましても、経済的負担の軽減の更なる拡充について要望してまいりたいと考えております。

**【西山議員・指摘要望】**大学の相談窓口の現場で今ご尽力いただいておりますけれども、孤立している学生が今増えてきているのかもしれない、そういう事実があります。是非、本府としてその実態について丁寧に把握された上で、必要な支援について是非実施していただきたいと求めておきます。

また、精神的不調に関する相談窓口の体制整備、こうしたものも含めて是非検討していただきたいと要望して、次の質問に移ります。

## 非正規雇用労働者へ支援制度の周知徹底、中小企業への支援の拡充を

**【西山議員】**コロナ過で深刻な影響が広がっている雇用にかんしてうかがいます。本府はもとより学生のアルバイトに頼った飲食店、観光業が多く、その上に製造業をはじめ、ものづくり産業で非正規化が進み、非正規雇用労働者の割合が全国トップクラスとなっています。そこにコロナ過がおそい、非正規雇用労働者に多い青年やとりわけ女性に困難が広がっています。わが党議員団では、昨年9月から12月にかけて深刻化する雇用の実態をつかもうとアンケートを実施してきました。月日が進むにつれて「収入減少」を回答される方が当初10月の13%から12月には24%と増えています。そうしたもつで非正規労働者の多くに休業支援金制度が知られておらず、周知が必要と代表質問でも指摘しましたが、本府は労働相談所やジョブパークなどで周知されているとのことでした。しかし、今現在知られていない方にいかに届けるかが課題であり、そこで事業所訪問も含めて制度周知をはかるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に中小企業への支援についてうかがいます。府内の多くの雇用を支え、地域経済を支える中小企業が危機的状況にあります。1月の京都経済情勢レポートによると、「雇用・所得環境は政策による下支えがあるものの弱めの動きが続き、先行き懸念が強まっている」としています。雇用調整助成金や持続化給付金など、国の支援のさらなる要件緩和、拡充、延長が必要な状況です。重ねてこれらを国へ要望されるよう求めておきます。そのうえで、本府独自による支援策も待たれております。本府は国に家賃支援の再度実施を求められたとのことですが、必要とされているのは幅広い固定費への支援です。また、今年度実施されました新型コロナウイルス感染症離職者支援補助金については、京都市分含めて1308件の申請があったとお聞きしております。こうした支援は今後もますます必要性が高まっていくのではないのでしょうか。そこで、家賃・水光熱費やリース代など固定費を支援する補助制度など実施すべきで

はないでしょうか。またコロナ関連離職者を再雇用した中小企業への補助制度の継続と新卒者の採用における補助制度などすべきではありませんか。お答えねがいます。

## 廃川敷の問題解決、水路美化を要望する住民との話し合いを

最後に、私の地元と隣接する旧宇治川の廃川敷にある府有地にかかわってうかがいます。京都市伏見区・淀にある淀水路は近年、桜の観光スポットとして関心がよせられています。この水路沿いの遊歩道に植えられた河津桜は早咲きの桜で、2月から3月には開花し、コロナ禍以前は大変なにぎわいでした。これは、地元住民の方々が水路をきれにしたいとゴミ拾いからはじめ、桜を植樹し育てられてきたものです。私はこの淀の地で生まれ育ちましたが、幼少のころ近寄りたかった水路が、魅力あるものに代わって大変うれしく思います。その淀水路を挟んだ対岸、久御山町に問題の廃川敷があります。

この廃川敷は、明治期の淀川改良工事によって生まれた土地です。その後、戦時中の食糧増産を目的として巨椋池の干拓事業が実施された際に、この土地も当時の御牧村、現在の久御山町によって耕作地とされました。ところが、この土地の大部分を占める府有地と民地の境界線の策定や府有地の払い下げ等の作業が戦中戦後の混乱のなかでよくわからない状況のまま耕作がすすめられました。

その後、この土地は本来府有地のはずが、耕作された方がその後も使用し続ける状態が現在に至るまで続いています。過去には、土地を使用されている建設会社の騒音、粉塵の問題、土地に建築物を勝手に建てた問題などで、周辺住民が府に指導を求められたことが何度かありました。現在はそうした問題こそ少なくなっているものの、先に紹介しました水路の美化をはかろうとした時に、対岸についても協力してほしいと多くの住民が願っておられます。しかし、直近でこの土地についての実態調査であったり、2003年以降は境界確定のための協力依頼もされていないとのことでした。

そこで質問いたします。あらためて、この廃川敷の問題解決に向けて、どのような方針を持っているのか、お聞かせください。以上お願いします。

**【鈴木商工労働観光部長・答弁】**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金の周知についてであります。京都府ではこれまでから京都労働局と共同で雇用調整助成金申請をサポートする中小企業雇用継続緊急支援センターを京都テルサ内に設置するなど、国の支援制度を含めた相談に対応いたしております。休業支援金給付金つきましても、京都労働局と連携し、特に非正規の多い観光関連産業や民間紹介派遣事業者等に対して周知をして参りました。加えて府内中小企業の多様な働き方を推進するために、訪問しております個々の企業に対しましても周知を行っているところでございます。引き続き制度の周知を徹底してまいります。

固定費の支援についてですが、固定費の中でも負担が大きい家賃につきましても、国に対して家賃支援給付金の再給付を求めているところです。また固定費の削減につながる取り組みについては、中小企業の経営改善を目指す「知恵の経営ステップアップ支援金」によって支援しているところです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた離職者等を新たに雇用する府内企業への支援について触れてございますけれども、企業の採用マインドの冷え込みを抑制するため、コロナ離職者採用支援事業を府市協調で緊急実施したところでございます。

今後も厳しい雇用情勢が予想されますので、今議会には解雇や雇止めを受けた方が、収入を得ながら訓練を通じて正規雇用を目指す「京都未来塾事業」を来年度も継続するための予算案を提案しているところでございます。

新卒採用についてはコロナ禍の見通しが不透明な状況でありますけれども、第二の就職氷河期を生み出さないために早期の対策が必要であります。このため大学等とも連携し、入学後の早い段階からの職業観醸成や、企業研究の場となる有償インターンシップへの支援に取り組むとともに、卒業年次で未内定学生向けに就職フェアなどを実施したいと考えており、必要な予算案を今議会に提案しているところです。今後とも雇用情勢や事業実績等、総合的に勘案しながらに時期を逸することなく必要な対策を講じてまいります。

**【富山建設交通部長・答弁】** 旧宇治川廃川敷にある府有地についてでございます。

当該廃川敷地は宇治川右岸の久御山町大橋辺地内にあり、明治 29 年から大正 4 年にかけて国において、宇治川の大規模な河川改修が実施されたことに伴い生じたものでございます。その後河川区域の変更や廃川告示などが行われ、昭和 8 年には府が当該廃川敷地の処分をするべく公用廃止の手続きがされ、面積約 1 万 4 千㎡の土地が府有地となっているものでございます。当該土地では戦時中から工作が開始されたとの記録があり、その後も耕作は続けられております。

近年においては、当該廃川敷地域における不法投棄や野焼きなどの苦情が周辺住民から寄せられることもあり、その都度山城北土木事務所が現地において指導したところでございます。

京都府においては公共事業に伴い発生する廃道、廃川敷地については公共的利用がない場合には、譲渡を含めた処分を行うこととしております。当該廃川敷地については譲渡処分の前段となる境界確定が長年にわたり難航し、未了となっている個所もございますので、まずは境界確定の完了に向けて引き続き関係者と調整をして参りたいと考えております。こうした経過からも当該土地の最終的処分に向けては関係者と粘り強くかつ慎重に調整を続けていく必要があると考えており、それまでの間は当該廃川敷地の環境保全も含めた府有地の管理に努めてまいりたいと考えております。

**【西山議員・指摘要望】** ご答弁をいただきました。まず廃川敷についてですが、単なる府有地の問題としてだけでなく、やはりこの周辺住民の方からまちづくりの課題として進めていただきたいという声が上がっております。そういう観点から当該町と周辺住民との話し合いの場も設けていただきたい。このことを要望しておきます。

**【西山議員・再質問】** 雇用のことで再質問します。現場では国の雇用調整助成金が非常に求められているものの、短期間の延長が繰り返されてきたもとの、中長期的な見通しがもてない状況にあります。すでに大企業では希望退職の募集やその中で退職勧奨などがされる実態もあるとうかがっています。そこで、多くの中小企業に希望ある見通しを示す必要があると考えております。この離職者支援のことにかかわって、京都市との引き続きの協議もされていない状況でしょうか？お聞かせください。

**【商工労働観光部長・答弁】** 離職者採用支援事業についてでございます。この補助事業につきましては、昨年春の緊急事態宣言後の急激な落ち込みを見せた経済雇用情勢や、急増した労働相談等の状況を受けまして、冷え込んだ企業採用マインドを高め、コロナ禍であっても積極的に採用いただけた企業さんへの奨励制度として緊急的に実施したものでございます。こうした助成制度については、その時々状況に応じ効果的にインセンティブが付与されるといったことが重要でございます。先ほど申し上げました通り、新採用の状況についても非常に厳しい状況があることから、そうしたことにつきましても対応を図ってるところでございまして、引き続き労働界、それからまた京都市も含めた関係機関と協議進めなが

らその時期に応じた政策を講じて参りたいと考えております。以上でございます。

**【西山議員】** ご答弁をいただきました。経済、雇用への影響はますます深刻さを増しております。それだけに、中小企業を支援する補助については、引き続き必要で、これはぜひ検討すべきと要望して私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。